

K230.1

13a

1

文學博士
法學博士 男爵加藤弘之中島徳藏合著

中等明治女大學教科

東京 大日本圖書株式會社



我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存

ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友
相信シ恭儉己レテ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ

業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公
益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ

一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇
運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民
タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スル

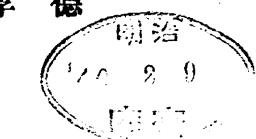
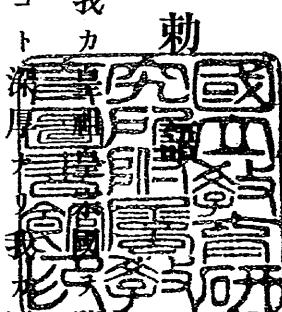
ニ足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣

民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス
之ヲ中外ニ施シテ特ラス朕爾臣民ト俱ニ奉々服

中等明治女大學

東京 大日本圖書株式會社



ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ

我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存
ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友
相信シ恭儉己レチ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ
業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公
益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ
一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇
運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民
タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スル
ニ足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣
民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス
之ヲ中外ニ施シテ憃ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服
膺シテ咸其德ヲ一ニセんコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

明治女大學の創立は、明治二年秋に開校した。その目的は、女子の教育を進歩させることである。この小序は、その目的を明確に示すものである。

明治女大學 小序

一方今、女子の道徳、眞に講明し難し。従つて、近來、書を著して其の意見を公にせし者少からざれども、未だ、以て判明的確なる斷案を得たりとはなし難きに似たり。是れ、余が、今、中島徳藏君と、本書を公にして、世に問ふ所以なり。之れを合著と稱するは先づ、余と中島君と、本書の大旨趣に就いて協議を遂げ、中島君をして起草せしめたる後、更に、協議校訂して、以て、之れを調製したればなり。一本書は、主として、高等女學校生徒並に、既に普通に教育

ある女子をして、道徳上、健全なる常識を得しめんが爲めに著したるものなれば、著者が敢て、妄に、一己の私見を掲げたるものにあらず。是れ、之れを明治女大學と稱する所以なり。

一 忠君愛國が、國民の大理想たるは勿論、實際、道徳の大方針は、既に、明かに、教育勅語の示し給ふ所なり。誰れか、之れに違背するものあらんや。然れども、著者、竊に、惟ふ、眞正優尚なる利己は、やがて、利他なれば、全く、忠孝の旨と一致せるものに外ならず。余と中島君と、悉く、倫理上、委細の意見を同じうする能はずと雖も、此の根本思想に

至つては、殆んど、相異なるを見す。若し、暗暗裏に、本書を一貫せる主義主張を求めば、公共主義にして、同時に、一種の利己主義なること、即ち、是なり。

一 實踐道徳は、理論的詮索の外、國體・歴史習慣、並に、其の人の特性、其の時の事情等をも參照して、慎重の考定を經べきは固よりなり。是れ、著者が、本書の、尙ほ、不十分ならんを恐るる所なり。唯だ、徒らに、偏頗に流れ、形式に馳せ、或は、虛偽不誠實に陥る如きは、謹んで、避くべき所とす。故に、著者は、務めて、方今、女子の實行すべき眞理、其の儘を説かんとせり。然れども、所謂、眞理、其の儘なるもの、

亦た、固定畫一せるものに非ざれば、委細の條條に至る迄、人人時に適當せる道德律を擧げんことは、殆んど不可能の事業ならざるを得ず。此の如き場合に際しては、事態の性質上、勢ひ、大多數の女子に就いて、立言するの外なきなり。例せば、家庭篇の諸節の如き、保守的傾向を有する者と、進歩的革新を熱望せる者との間には、今日、尙ほ少からざる意見上の懸隔あるを免れず。著者は、人と所と時とによりては、此れ等各に對して、同情を有せざるに非ずと雖も、暫く、大多數の女子が、實行して過なしと信する所を示したり。

一明治年代の道德思想が、久しく、一定の形態を得ざりしは、人の認むる所なり。然れども、王政維新以來、此に、四十年に亘んとす。今日に至りては、先進先覺の意見が、次第に、大同歸一の傾向あるは、亦た、明かに、看取し得べからざるに非ず。本書説く所の訓言の如き、著者は、竊に、此の大勢に一致せるを信するものなり。其の大要を言へば、

一 忠君愛國の國民的理想

一 教育勅語の御趣旨

は、言ふ迄もなく、更に、其の細目に涉りて、我が國民が、從來の缺陷に鑒み、將來、大いに、留意すべき條條として、左

の諸項を數ふるを得べし。

一 個人と社會との關係、密接不離なるを明知すること、

二 廣き意味にて、社會國家等、凡て公の規律に衷心順從すべきこと、

三 博愛の精神を、幾層、廣く深からしむること、

四 人人の交際上、誠實を重んずべきこと、及び自己を敬すると同時に、他人を敬すべきこと、

五 不屈不撓の精神を以てする業務の勤勉に、甚大の意義あること、

六 自己心身の修養、極めて重大なること、

七 家庭の改良の必要なること、

等、即ち是れなり。此れ等諸條は、恐らくは、國民中の賢良が、大體既に認むる所なるべくして、又た、著者が、本書に於いて、最も力を用ひたりと信ずる所なり。又た、其の間、著者が、特に、意を注ぎしは、品性修養上の習慣實習、交際上の良風美俗等、其の他、尙ほ、少からざれども、其の詳細は、本文に譲り、今、此所に擧げず。

一本書第一卷は、主として、學校てふ小社會に就いて道德の本旨を示し、第二卷は、主として、一般の大社會に就い

て、日用適切なる女子の本務を論じたり。以上二卷は、言はば、社會倫理なり。第三卷は、主として、各自の品性修養を論じ、其の要件及び方法等を論じたり、言はば、個人倫理なり。而して、第四卷に至りては、家庭を主題とし、社會と個人との關係上より、女子の本領を明かにしたり。此の間にありて、文部省訓令の教授要目を參照したるは勿論にして、又た、以上の順序は、著者の、竊に、教育的考察上、至當なりと信ずる所なり。

一大凡、人の本務には皆必ず、個人的、並に、社會的意義あり。元來、自己に對し、又は、他人團體に對する本務等は、彼此、

截然、相分つべきものに非ず。強ひて、之れを分たんとすれば、勢ひ、牽強を免れず。是れ、本書が、本務の對象分類に從はずして、多く、事項分類を採用し、各事項を説くに當り、毎に、個人的及び社會的意義に論及せし所以なり。故に、社會倫理篇中、個人倫理を談じ、個人倫理篇中、社會倫理をも説けり。是れ、偏に、實際に適切なるを希へばなり。一道を説くは、人をして、單に、道を知らしむるのみに非ずして、又た、其の實行力をも興さしめざるべからず。本書が、道の知的分析のみに從はずして、勉めて、各自の本務と、其の利害との關係を明かならしめんとせしは、之れ

が爲めなり。

一本書は、専ら訓言にして、全く歴史的傳記的引例を缺く。是れ、之れを輕視せし意に非す。蓋し、訓言、特に、本書の如く、頗る高尚なる意義を説ける訓言に至りては、一節一實例を以て足るは稀にして、而も、一一、之れを記載するは、卷帙の到底許すべき所に非す。且つ、歴史傳記上の實例は、甲人に適して、乙人に適せざるもの少からざるのみならず、最も適切なる事例は、之れを各自の處する活境遇・活社會に求めざるべからず。故に、著者は、全く、之れを、讀者及び、教授者の便宜自由に任せたり。讀者、及び、教

授者の思を此所に致さんことを希望す。

明治三十八年十二月 加藤弘之識

中等 教科 明治女大學小序

本書を公にしてより、既に、一年、今、自ら、之れを見るに、其の大要是、固より、變改の必要之れなきも、往往、修正の個所を認めたるは勿論、同攻の學者、特に、老練なる實際教育家より、文章用語の艱澁につき、親切的確なる批評を受けたるもの少なからず。是に於いて、一一、此れ等を斟酌参考し、更に、意義を補修し、文體を書きやはらげ、用語を平易にし、又た、句讀は、主として、大槻博士の用例に従ひ、務めて、中等程度の女學生に適當ならしめんとしたり。是れ、新に、本書に

冠するに、中等教科の目を以てせし所以なり。

かくて、中等教科明治女大學たる本書は、篇章に於いて、舊本と少異なきも、節目に於いて、多少の變更あり。又た、各節の叙述方法に至りては、大いに、面目を改めたり。實に、這般教育的考察及び技巧の點に於いて、直接間接に、多數の學者教育家の力を藉りしこと少なからず。よりて、此所に、之れを感謝す。

明治三十九年十一月

加藤弘之識

中等教科明治女大學卷の一目錄

學校生活篇

- | | |
|------------|-----------|
| 第一章 道徳汎論 | 第一節 道 |
| 第二章 學校と師長と | 第二節 社會と道と |
| 第三章 學校の規律 | 第三節 道の尊さ |
| 第四章 服從 | 第四節 道の綱 |
| 第五章 尊敬と謙遜と | 第五節 道の目 |
| 第六章 第七節 | 第六節 第八節 |

第三章 業務

第九節 業務と社會と

第十節 業務と個人の幸福と

第十一節 業務と心身と

第十二節 學生の業務

第十三節 業務と習慣と

第十四節 習慣の機能

第十五節 一心

第十六節 沈著

第十七節 方案方法

第十八節 時間割と整頓と

第四章 娛樂と衛生と

第十九節 娛樂

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

第二十節 衛生
第二十一節 病氣十五
十六
十七

第五章 學友

第二十二節 交際

十七
十八

第二十三節 家族と學友と

十九
二十

第二十四節 敬愛

二十一
二十二

第二十五節 高慢

二十二
二十三

第二十六節 卑屈

二十四
二十五

第二十七節 誠愛

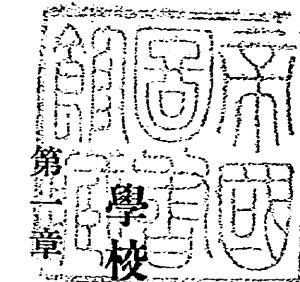
二十六
二十七

第二十九節 言語舉動

二十八
二十九

第三十節 校風

三十
三十一



中等
教科 明治女大學 卷の一

加藤 弘之
中島 德藏 合著

學校生活篇

第一章 道德汎論

第一節 道

道とは何ぞ

人として、わが身の幸福を願はざるものはあらざるべく、また、わが家・わが國・わが社會の繁榮を望まさるもののはあらざるべし。されど、これ等の幸福繁

人は道に由
らざるべか

榮は、みだりに、得らるるものにあらず。これを得んには、かならず、定まりたる規律に従ふを要す。この規律を名づけて、道といふ。

道は道路のごとし。人の到らんとするところに到るには、かならず、これに由らざるべからず。道に由らざして、幸福繁榮を得んとするは、なほ、道路なき荒野を通りて、目指す所に到らんとするがごとし。ただに、目指す所に到ること能はざるのみならず、踏み迷ひて、測らぬ禍をもかうむるべきなり。故に、「誰れか、能く、出づるに戸に由らざらん、何ぞ、斯の道に由るなきや」といへり。

第二節 社會と道と

人は一人に
て生活する
ことあたは
ず

一見したるところにては、世の中の人人は、各、勝手の業務に従ひ、各、獨立の生活をなすが如くなれども、實は、他の多くの人々と、寄りあひ、助けあひて、生活するものなり。われ等生活上、一日も、缺くべからざる衣食の如きも、その本をたづねれば、皆、驚くべきほど、多くの人々の力によりて、始めて、成れるものにして、おのれ一人の力にては、一椀の飯一枚の著物すらも、得ること能はざるなり。されば、この社

社會生活を
なすときの
心得

會は、多人數手分して、一の大きいなる事をなし居るものにして、われ等は、各、その一部分を受持つものと考へて、差支なかるべし。

これ故に、この社會に生活するものは、おのれの得手勝手のみをはからず、互に、力をあはせ、互に、助けあふやう心懸くべきなり。然らざれば、その間に、手違を生じ、混雜を來たして、社會は繁榮せざるのみならず、各も、また、かならず、損害をかうむるに至るべし。多數の人人が、力をあはず方法は、他なし、定まりたる規律、即ち、道によるにあり。これ、道を行はざるものは、社會の賊なるのみならず、また、おのれの敵なる所以なり。

第三節 道の尊さ

道は、人間社會の久しき經驗によりて、成りたるものにして、一二の人々が、かりそめに、作りたるものにあらず。されば、教育に關する勅語に、

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ
徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ

と宣はせ給ひ、また、

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫

道の由來

臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フと宣はせ給へり。道の由來遠く、その意味深く、かつ、その尊きこと、斯くの如し。

第四節 道の綱

忠孝の道

國に君あるは、なほ家に親あるが如し。君と國とにつくす道は、やがて、親と家とにつくす道にして、これを忠孝の道といふ。忠孝の道は、道の大綱なり。萬民一心、よく、この大綱をまもるは、實に、わが國の美

風にして、わが國の、いや榮えに榮えゆくは、全く、この美風を有するがためなり。故に、教育に關する勅語には、

我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス

と宣はせ給へり。

第五節 道の目

如何にせば忠孝の道にかなふべきや。教育に關する勅語に、

爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友
相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修
メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進
テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法
ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤
無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ

道の目
と宣はせ給へるは、思ふに、道の目を説き示し給へ
るものにして、この目を實行することは、取りもな
ほさず、忠孝の道にかなふこととなるなり。勅語に、
是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラ

ス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン
と宣はせ給へるもの、これなるべし。然れども、聖旨
は深遠なり、日夜講習するにあらざれば、容易に、窺
ひ知るべきにあらず。

第二章 學校と師長と

第六節 學校の規律

學校は、師長生徒相集りて、教育といへる一事業を
なす社會なり。この社會の秩序^{チヨウジ}を保つものは、學校
の規則、生徒心得等にして、師長も生徒も、皆、この規
律に服従せざるべからず。規律を以て、ただ、師長の

學校の秩序
を保つ要具

規律に従ふべき理由

便宜のためのみに存すと考ふるは、大いなる誤なり。もし、一人にても、これに反くものあらんか、學校は亂脈となり、師長は無用の骨折を増し、他の多くの生徒は、種々の妨害をかうむり、完全に教育を受くること能はざるに至るべし。されば、學校の規律は、師長のために存すといはんよりは、むしろ、教育を受くる生徒のために存すといはん方、よろしかるべし。衆生徒、互に、相はげみ相戒めて、學校の規律を重んずべき理由實に、ここにあり。

第七節 服従

服従の心得

理由不明な
る規律

學校の規律に對しては、心より服従すべし。また、これが實行は、極めて、確實なるべし。陽にては従ひ、陰にては背き、或は、實行を等閑にするが如きは、ただに、その行が、學校全體に損害を與ふるのみならず、人を偽り、おのれを欺くの罪、決して、輕からざるなり。

規律の中には、年少のものより見て、その理由の明かならざるものもあるべし。されど、これがため、服従せざるは、宜しからず。これ、學校の規律は、種々込み入りたる理由によりて、定められたるものにし

て、年少者が、一一了解し得ざるは、もとよりなればなり。

第八節 尊敬と謙遜と

師長に対する心得

師長は、總じて、德義才能において、生徒より勝りたるはいふまでもなく、常に、高尚なる心を以て、われ等を教育し、われ等の德義才能が、日に増し、進み行くを見て、この上なき樂となし居るものなり。されば、生徒たるもの、おのれ等の足らざる心を以て、軽く、師長を評するが如き、不遜の振舞あるべからざるは勿論、心より、教育の大恩を感謝し、十分の

不遜の損

尊敬を以て、その命令訓戒に遵ふべきなり。

とかく、人は己惚の心つよく、ややもすれば、他人に對して、不遜となり易きものなり。されど、不遜なるときは、二つの損を免るること能はず。他人の善き教わが心に入らず。これ一つ。我がままの念、日々のる。これ二つ。かくて、悪人となり了らざるものは、殆ど、稀なり。

第三章 業務

第九節 業務と社會と

人は、貧富貴賤老若男女の別なく、かならず、何等か

す業務を有すべし

業務の社會に及ぼす影響

の業務を有せざるべからず。毎日、或時間だけ、働くことは、人間の本分と心得べし。

社會を組み立つる人々のなすところは、すべて、社會全體に關係を及ぼすものなり。特に、今日の如く、國と國との間の競爭激しき場合となりては、業務を有せざるもの、國民中、ただ、一人ありとも、ひいては、國の力を弱むることとなるは明かなり。されば、業務なくして生活することは、たとひ、法律上、罪とはならずとも、道德上より見れば、一種の罪に外ならざるなり。

業務を選むことの自由

業務の種類は、極めて、多く、心を勞するもの、體を役するもの等、その數限りなし。されど、世のためとなるものならんには、如何なる種類をえらぶも、全く、各人の自由なり。

第十節 業務と個人の幸福と

業務の苦みの後には樂隨ふ

世には、業務に従ふことの骨折と面倒とを厭ひて、ひたすらに、樂をなさんと思ふものあり。されど、これ、大いなる心得違なり。思ふに、眞の快樂は、骨折面倒等の苦によりて、購ひ得るものにして、始より、樂のみに耽るは、かへつて、苦を招く基なればなり。故

に世の諺にも『樂は苦の種、苦は樂の種』といへり。殊に、その業務貴りければ貴き程、骨折面倒も、また、大なるを常とするが故に、將來、中等以上の人となりて、その業務の成功を樂しまんとならば、また、それ相應の骨折と面倒とを覺悟せざるべからず。

されば、快樂を求めるべし。第一、骨折と面倒とに堪へて、業務を勉強すること。第二、快樂を得んと屈託せざること、即ち、これなり。

第十一節 業務と心身と

業務勉強の
心身に及ぼ
す功能

程よく、業務を勉むるときは、やがて、成功の快樂あるのみならず、その人の心身に對しても、極めて、よき功能あるものなり。第一、飲食するところの物、皆、美味にして、よく、消化し、全身健康にして、快く、眠ることを得、知力は盛に、情は平に、勇氣は、益々、加はるに至る。これに反して、ただ、樂のみに耽るときは、身體、次第に、衰弱し、知力は鈍く、神經は過敏となりて、あらぬことに心を憚まし、勇氣は衰へて、何事をもなすこと能はざるに至る。かくの如くにして、その日その日を送ることは、まことに、不愉快の極みな

業務不勉強
の心身に及
ぼす弊害

幸福快樂を
得る二要件

り。況んや、其の他、種々の禍、これより生ずるににおいてをや。

第十二節 學生の業務

修學と應用
と
島水練の無
功

學生のなすべき業務は、主として、修學にあることいふまでもなし。されど、修學のみと思ふは誤れり。その、既に、學びたることを、實地に應用し練習することも、また、甚だ、大切なり。

學問を修めて、物の道理を知りたりとて、これを實地に行はざれば、その功少なし。俗に『島水練』と稱するは、ただ、道理のみを知りて、實地に習はざるを笑

へる諺なり。然るに、世には、家事の手助け、交際の練習、その他、女子固有の仕事を面倒と思ひ、または、下品なりとし、ただ、机に向ひて、讀書に耽るものあり。まことに、大いなる心得違といふべし。

第十三節 業務と習慣と

怠惰なる人の急激なる
勉強は功能少し

平生、業務に怠り勝ちのものにても、その本心を問へば、大抵は答へていふならん。今は、かく、怠り居れども、後日、必要の場合に至らば、大いに、勉強して、からず、成功すべしと。されど、かかることは、全く、空望なり。何となれば、人の實行は、一時の決心のみに

習慣により
て事をなす
べし

て出來がたく、多くは、習慣の力によればなり。

凡そ人のなしたる一一の事は、消えて跡なくなるやうなれども、實は、皆、わが身に残りて、前と同じやうの事をなさしめんとするものなり。これを習慣といふ。習慣なくして、一時に、勉強するは、平生、歩行に慣れずして、急に、駆足するが如し。中途にて、仆れざるはなかるべきなり。されば、平生、讀書にのみ耽りて、家事の實習を怠り、後、必要に迫られて、俄に、これを行めんとするが如き、日日の學業を疎かにして、試験前に、不時の勉強をなすが如きは、勞多くし

て功少しきこと、勿論なり。

第十四節 習慣の功能

習慣は第二
の天性なり

人の實行は、一時の思ひ立ちによるよりも、多くは、その習慣によること、前に述べたるが如し。人は諸習慣の結合したるものなり』といひ、『習慣は第二の天性なり』といふは、即ち、これなり。故に、幼少の時より、善き習慣を得たものは、善をなすに苦なきのみならず、善をなさざれば、かへつて、心にあきたらざる感を起すに至り、悪き習慣を得たものは、總べての行、自ら、惡しき方向に傾き、後、これを改めん

少年の習慣
は大人とな
りし後の成
否を定む

とするも、中中に困難なるに至るべし。
教育の大部分は、少年をして、書き習慣を得て、他日、
大人となりし後、易々と、志すところを成さしめん
とするにあり。されば、幼少の時より、よく、父母師長
の教を守り、平生の業務を勉強して、書き習慣を作
りおくことの、大切なことを知るべきなり。

第十五節 一心

一心となる
までの勉強

勉強には、通例、苦を伴ふものなり。されど、暫くの間、
その苦を忍び、他方に心の散るを防きて、一つの業
務に力をつくすときは、精神、次第に、その業務に集

まり來たり、ために、困難と思ひし業務も、案外、たや
すく、成就するに至るべし。かく、なり來たるときは、
その間、一種、云ふべからざる愉快を感じ、今の勉強
に伴ふ苦や、後の成功より生ずる快樂などは、全く、
心に浮ぶことなく、ただただ、その業務に従ふこと
を、樂しと思ふやう成り行くものなり。この時の心
の有様をさして、一心とはいふなり。

人、一心となれば、困難なる問題も、すらすらと、解け、
よき考も、自然と、湧き出でて、遂には、新らしき工夫
珍らしき發明をもなし得るに至るべし。苟も、有用

一心の機能

の人とならん程のものは、かならず、この力によらざるべからず。故に、業務に従ふものは、その業務に一心となり得るまでは、如何なる苦をも忍びて、勉強するやう、心懸くべきなり。

第十六節 沈著

熱中の弊

一心もて業務に従ふことは、極めて、大切なれども、一心は、もと、熱中とは異なり。熱中は、一時の思ひ立ちにより、性急に、その業務をなし遂げんとするものにして、やもすれば、過失を釀し、健康を害ひ、がへつて、不成功に終るものなり。些細なることは、と

もあれ、凡そ、おのれの一身もて當るべきほどの業務は、決して、一氣に、成し得らるるものにあらず、宜しく、急がず、迫らず、沈著の心を以て、これに従ふべきなり、俗に『急いては事を爲損す』といひ、また『急がばまはれ』といふも、このことなり。

されば、一時、一事に當る用意としては、一心なるべく、大體、事に當る心構としては、沈著なるべきなり。

第十七節 方案方法

熱中の弊をさけて、よく、沈著に、また、よく、一心ならんと思はば、あらかじめ、工夫なからべからず。工夫

一心と沈著

方案方法の
必要

とは、その事に着手する前、静かに、これに入用なる手順を定め、用意をととのふることにて、即ち、方案方法を定むるをいふ。方案方法なく、ただ、業務成就の樂のみを望みて、軽々しく、事に當れば、初めの奮發は、如何に強くとも、ゆくゆく、案外の困難に逢ひ、遂には、心急き勇氣くじけて、無駄骨折となるものなり。

方案方法を定めんとならば、よく、業務の性質と、おのれの力量とを考へ、時と場所との二つにつきて、案を立つるを要す。時に關して大切な方案は、即

時間割及び
整頓

ち、時間割にして、場所に關してなさざるべからざる方法は、即ち、整頓なり。

第十八節 時間割と整頓と

人、或は、時間なきをかこつ者あれども、もし、よき程に、時間割を作り、これを利用するときは、常に、多忙と稱する人にとっても、なほ、種種のこととなし得て、餘力あるべきなり。

また、業務を執る場所・物品の置き處を一定し、よく、整頓するときは、執務に都合よく、労力を省き、物品を汚損せず、また、われと人とに、快き感を與ふる等、

時間割の功
能

整頓の功能

種種の利益あるべし。されば、自ら始末すべき一一の物は、暗中^{うずき}にても探し得る如く、なしおくを可しとす。取りわけ、整頓は、女子に必要なり。注意して、早くより習慣をつけおくべきなり。

第四章 娯樂と衛生と

第十九節 娯樂

娛樂休息慰養の必要

人の心身の力には、自ら、限りあり。終日、勉強して、疲れざるものとてはあらざるべし。されば、一日の時間割の中には、かならず、娛樂の時間を割り當つべく、一の執務より他の執務に移る間にも、また、少し

づつ、休息慰養^{きゆくいんよう}の時間を設くべきなり。娛樂・休息・慰養等は、一見、不要の如くなれども、これなきときは、心身の疲れ甚だしくして、業務のはかどり思はしからず、かへつて、損失を招くこととなるべし。故に、一方に、多く勉強すればするほど、一方には、娛樂・休息・慰養を多くすべきなり。

娛樂を取るに就いての心得

娛樂は、單に、心身の疲れを回復する功能あるのみならず、その高尚なるものは、自ら、これを楽しむもの上品にし、野卑なるものは下品にするものなり。されば、娛樂をとる方法としては、成るべく、各自

の好みにまかせ、無邪氣に快活に、屈託を去るを可とすれども、衛生・經濟・道徳の旨にかなふやう、注意せざるべからず。特に、多人數一團となりて行ふもの如き、また、競争の性質あるものの如きは、互に、規則を守り、公明正大に振舞ふを要す。然らざれば、折角の娛樂も、何等の功なきに了るべし。

第二十節 衛生

強健の必要

病氣の苦しくしてつらきものなるは、人のよく知るところなり。たとひ、病氣にかかりずとも、身體強健ならざれば、心地よからず、元氣少くして、思ふこととも十分ならず。隨ひて、如何なる善事をも成就すること能はざるなり。これに反し、身體強健なれば、『健全なる精神は健全なる身體に宿る』といへるが、如く、精神も、自ら、爽^{アツカ}となりて、元氣を増し、外目には、困難と見ゆる仕事も、易易^{ヤクヤク}となし得らるるに至るものなり。

おのれの健康と他人の
氣受

また、血色よく、顏色快活に、姿勢正しく、舉動活潑なれば、これを見る他人にも、愉快を與へ、顏色すぐれず、舉動弱弱しければ、傍の人にも、不愉快を感じしむ。されば、衛生は、ただに、おのれのためのみにあら

強健を得る
方法

身體を強健ならしめんとせば、よく衛生の法を知り、平生、怠らず、これを實行すべし。特に、一時の嗜欲、體裁等のため不養生におちいらざること、最も肝要なり。

第二十一節 病氣

平日の衛生
の必要

病氣にかかりたるときは、速に醫師の治療を受くべし。されど、これに依頼して、平日の衛生を怠るは、大いなる誤りなり。衛生の一外は、醫藥の一貫目にもあたる』といへり。實に、一たび、病を得ては、よし全

傳染病に對
する心得

く、癒えたりとも、多くは、その弱點の消え失せざるのみならず、藥品の或ものに至りては、時に多少の餘毒を留むることあり。故に、初めより、無病にして、醫藥を用ひざるにしかざること萬萬なり。元來、人體には、自然良能とて、自然に、病氣を癒やす力あり。故に、平生、注意して衛生を怠らざれば、多少、病弱の身體にても、遠からずして、健康に復するものなり。病氣の中、傳染病は、特に、注意を要す。これ、その關係するところ、おのれ一身に止まらずして、廣く、家族、その他、社會公衆に及べばなり。故に、若し、不幸にし

て、これに犯されたるときは、堅く、法令の命ずるところを守り、病毒を、他に、傳染せしめざるやう、心懸くべきなり。

第五章 學友

第二十二節 交際

交際の必要

人のこの世にあるや、互に道を守りて、各自の業務に勉強すべきこと、勿論なりといへども、ただ、これのみにては、人としての生活、未だ、全からざるなり。即ち、人は、かならず、人と共にあるものなれば、その間、互に、交際せざるべがらず。吉事あれば、共に喜び、

凶事あれば、共に悲しみ、力足らざれば、相助け、心合へば、相樂しむなど、かくしてこそ、始めて、圓満に愉快に、人たるの一生を送り得るなれ。もし、何人とも交際せず、また、交際しても、その道によらざれば、世にある甲斐はあらざるなり。

交際の道

交際の道は、愛と敬と誠とにあり。愛とは、他人の身の上を思ひやりて、その人のためにすることなり。敬とは、他人の品位を認めて、これに相當の禮儀をつくすことなり。而して、その愛も敬も、共に、少しの偽り心あるべからず。之れを誠といふ。この三つの

もの、一つにても缺くるときは、交際は成り立たざるべし。

第二十三節 家族と學友と

善良なる家庭内の交際

家族に對すると、他の人々に對するとは、少しく、交際の趣を異にする。思ふに、善良なる家庭にありては、愛・敬・誠の三つのもの、自然に行はれ、偽りなき情愛のうちに、秩序みだれず、老若男女の交際、極めて圓満なり。

然るに、社會の他の人々の間にては、初めより、かくある能はず。今、特に、學友に就いて言はんに、學友は、

もと、見ず知らずの他人が、同じ學校にて、同じ學業を修むるより、相交際するに至りたるまでのものなれば、初對面の時より、厚き愛情の存すべき理なきなり。されば、偽り心あるは、何時も、よからざれど、學友間の交際は、まづ、敬より入りて、次第に、親密となるやう、心懸くべきなり。もし、世の凡ての人々を、皆、おのれの父母・兄弟・姉妹などと同じきものと思はば、失禮することもあるべく、辱をうくることもあるべし。これ、よく、それぞれの禮儀を心得て、起居振舞、これに従ふべき所以なり。

第二十四節 敬

他人の品位才徳を認めて、これを重んずるは、これ、
他人を敬するなり。おのれの品位才徳を認めて、こ
れを重んずるは、これ、自ら敬するなり。他人を敬す
ることの大切なるは、いふまでもなけれど、さりと
て、また、自ら軽んずるには及ばざるなり。

されども、人情として、近きこの側は大きく見え、遠
きかの側は小さく見ゆるものなれば、品位才徳を
認むるに際しても、知らず、識らず、おのれを高しと
し、人を低しとし、相互の間、感情を害ふ恐れあり。こ

謙遜の必要

の弊をさけんがために、古來の聖賢、謙遜の徳を教
へたり。謙遜は、年若き人人にありて、尤も、大切な
戒なりとす。

第二十五節 高慢

おのれの品位才徳、その他、おのれに属するものを、
その眞價より高く見過ぐるときは、謂はゆる、高慢
となり、事事物物、他人の感情を害して、ただに、交際
の障となるのみならず、かへつて、おのれの品位を
おとすに至る。取りわけ、女子の高慢顔したるは、甚
だ、醜きものなり。

過度なる自
敬

虚榮

されど、虚榮を好むは、人情の弱點なり。故に、世には、天然が成したる美貌、天才を誇り、祖先父母の功德によりて得られたる家柄、財産を誇り、甚しきは、父母より買ひ與へられたる衣服調度を誇りて、得たるものあり。おのれの力によりて得たるものすらも、誇るべからざるに、まして、これ等、全く、他人の力にて成りたるもの、誇るに至りては、まことに、沙汰の限といふべし。

真價の光

實力おのれにあらんには、自ら、誇らずとも、その真價は、自ら、あらはるべし。故に、ひたすらに、才を磨

き、徳を修め、おのれの身に、真價のそはんことを心懸くるこそ、智者の事といふべけれ。

第二十六節 卑屈

卑屈の無要

おのれの品位才徳、その他、おのれに屬するすべてのものを、その真價より低く見過ぐるときは、謂はゆる、卑屈となるべし。されど、試に思へ、各人の長處短處を差引通算して、その残り高を比較するとときは、その價は、大抵、等しきにあらずや。學問のなきものに経験あり、天性の優れざるものに忍耐の力あり、美貌なきものに修徳ある等、その差の大ならざ

卑屈は諸惡
徳の基なり

るは明かなり。されば、高慢のあしきとともに、卑屈の善からざるをも知るべきなり。

卑屈は、邪推^{ヤキ}、嫉妬^{シテ}、阿諛^{アヒ}、陰險^{インジン}、無責任^{ムゼンゼン}等、種種の惡徳の基となるものなれば、高慢に流れざる限、何人も、自ら重んじ、自ら敬せざるべからず。

第二十七節 愛

愛の道

他人のためにする道は、極めて、多し。例へば、人の弱點を、大目に見過^{ミツケ}をゆるし、弱^{ヨロ}を助け、足らざるを補^{ハサフ}ひ、知らざるを教^{タチ}へ、苦^クを傷^{ハリ}はり、悲^{ハラハラ}を慰め、喜^{ハラハラ}を祝ふなど、一一、數^カへがたし。とにかくに、おのれの欲せざ

めならず

情は人のた

る所、これを人に施^{スル}さす』『おのれの欲する所、これを人に施す』やう、心掛けなば、始めて、愛の旨にかなふべきなり。

人、木石にあらざれば、われ、人を愛すれば、人も、また、自然に、われを愛するに至るものなり。而して、相愛するの結果、人人、互に、兄弟も、ただならざる交を結ぶを得ば、その樂如何ぞや。これに反して、われもし、人に不人情なれば、人も、また、われに不人情とならん。かくて、人の間に愛なくして、互に、相惡み相争ひつゝ、その日その日を送らんこと、その不愉快幾許

ぞや。人を愛するは、もと利益の爲にはあらず、おのれの利益をすてても、人の爲にするは、眞の愛なり。されど、利益の爲より云ふも、人を愛せざるは、愚かなることなり。故に『情は人のためならず』とも云はれたり。

第二十八節 誠

誠と不誠との利害

愛敬が、ただ、義理一片の愛敬にして、内に誠の心なきときは、如何に、顔色を和らげ、言語を巧みにすとも、何時しか、内心を見透かされ、偽善者として、人の蔑視あざけを受くるは明かなり。これに反して、萬事誠を

主とするときは、一時の氣受けは、さほど、よからざるも、次第に、信用を得來たりて、永く、圓満なる交際を保つことを得べし。

ただに、交際上ののみならず、社會の規律に服従する上においても、師長の教戒を守る上においても、また、業務を勉むる上においても、一點、不誠の心なく、眞面目に、これに從事するときは、その一は、習慣として心に保存せられ、やがて、快活にして、高尚なる勇氣を生ずるに至る。これを公明正大の心といふ。公明正大の心の有ると無きと、多きと少きとは、

誠と勇氣との關係

まさに、人品の程を見分くるに足るものなり。

第二十九節 言語舉動

禮儀の必要

おのれの心を、有りのままに表すことは、かならずしも、惡しきことにあらずといへども、時と場合とを考へずして、みだりに、振舞ふときは、ややもすれば、愛敬の道にもとり甚だしく、人の氣受を悪くする事あり。また、たとひ、内に愛敬の誠を存すとも、言語舉動を慎しまざるときは、他人に誤解せられ、眞情の通ぜざることあり。心にもあらぬことにて、他人の疑を招くは、誠に、愚かなることならずや。こ

れに反して、丁寧親切にして、禮儀にかなひたる言語舉動は、大いに、人の信用を得、少しの用心にて、大功を收め得べし。故に、『禮儀は、無代價にて、すべての物を買ふ』といへり。

たとひ、事實なるも、他人を誇るは、よろしからず。これ、事に益なきのみならず、他人の弱點に附け入るが如きは、卑怯の至りにして、品格ある士女の傲ふべきところにあらざればなり。人の善美を認めて、これを賞むるは、極めて、よきことなり。されど、賞めて、その實に合はざれば、阿諛となり、また、軽輕しく、

人を貰めま
とは誇るこ
と

人を賞むれば、列席せる他の人を貶す道理となり、かへつて、良からぬ結果を生ずることあり。心すべきことなり。

第三十節 校風

校風の基

學校を組み立つる人人、互に規則を守り、業務を勉強し、衛生に注意し、愛敬誠を以て相交際するときは、全校の意氣精神、知らず識らず、一致して、共通の習慣となり、謂はゆる善美なる校風を作るに至る。これに就いては、學校の人々皆、その責ありといへども、特に、生徒は、その多數を占むるものなれば、與

りて、最も、力あることを忘るべからず。

善美なる校風を作らんと欲せば、各が、自ら、道を勵むべきは勿論なれど、また、他人の所行にも注意して、成るべく、惡をさけて善に進ましむるやう、なさらべからず。古人が『一頃一笑をも愛しむ』と云ひしは、これなり。善き行に對して頃すれば、人をして善を行ふ力を弱めしめ、惡き行に對して笑へば、人をして惡を行ふ力を強めしむ。故に、一頃一笑も、校風を上下せしむる始となる。慎しまざるべけんや。校風善ければ、善からぬ人も、自ら、善に化せられ、清

他人の善惡
に対する生
徒間の心得

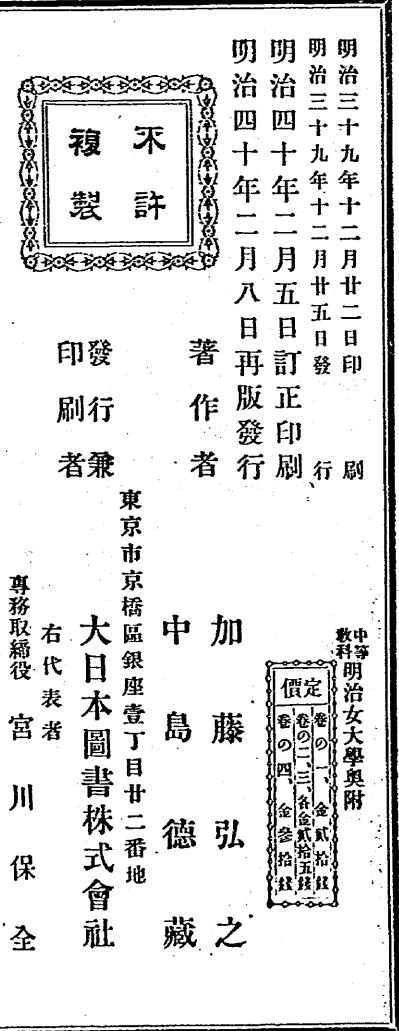
善き校風の

功能

新活潑の元氣校内に満ちて、事業はよく進み、校名は日に揚がるに至るべし。生徒卒業生の光榮豈に、これに過ぐるものあらんや。

W23a.8

中等
教科 明治女大學 卷の一終



所賣發

各府縣下特約販賣所

